

# 入札説明書

秋田県総務部税務課

この入札説明書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）及び本件調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、秋田県が発注する地方税電子申告サービス利用契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

## 1 入札に付する事項

### (1) 契約の名称及び数量

地方税電子申告サービス利用契約 一式

### (2) 契約内容等

別添仕様書のとおり

### (3) 契約期間

契約の日から令和11年11月30日まで。

サービス利用期間は令和6年12月9日から令和11年11月30日まで。

サービス利用料は、毎月ごとに支払うものとする。

なお、契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を解除できるものとする。この場合、解除により生じた損害の賠償を請求することはできないものとする。

## 2 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、次のすべての要件を満たしている者とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 秋田県の指名停止措置を入札参加資格確認申請期限の日から当該委託の入札の日までの間受けていないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）をされた者にあつては、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けていること。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをされた者にあつては、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。

(5) 共同企業体で参加しようとする場合、次の要件を満たしていること。

ア 共同企業体の結成は自主結成とし、別途定める協定書を締結していること。

イ 構成員の全てが(1)の要件を満たすこと。

ウ 共同企業体を構成するいずれの者も、本入札に単独又は他の共同企業体の構成員として参加していないこと。

(6) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係

を有する者に該当しないこと。

### 3 入札参加資格確認申請書の提出

(1) 入札参加者は、次により入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。

① 提出書類 入札参加資格確認申請書（別添様式第1号）

② 入札参加資格確認申請書配布方法

秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、令和6年4月30日（火）から同年5月29日（水）までの期間、下記⑥の場所において午前9時から午後5時までの間に配布する。

入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、秋田県ホームページ（美の国あきたネット）で公開する。

③ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は必着）

④ 提出期間 公告の日から令和6年5月29日（水）まで。ただし、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。

⑤ 提出時間 午前9時から午後5時まで

⑥ 提出場所 秋田県秋田市山王四丁目1番1号 秋田県総務部税務課 調整・企画チーム

⑦ 提出部数 1部

(2) 期限までに(1)①の資料を提出しない者又は審査の結果入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(3) 入札参加資格の審査結果については令和6年5月31日（金）までに郵便またはメールで通知する。

(4) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。

説明を求める場合は、同年6月4日（火）までに、書面により1(1)の場所に持参しなければならない。

質問書の様式は申請者がA4サイズで任意に作成する。回答は同月6日（木）までに書面で行う。

(5) 提出された資料は、返却しない。また、資料の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

なお、提出された資料は公表しない。また、無断で使用することはない。

### 4 説明書等の交付及び説明書等に対する質問及び回答

(1) この入札説明書（仕様書、契約書案その他の添付書類を含む。以下「説明書等」という。）は、公告の日から令和6年5月29日（水）までの間、上記3(1)⑥の場所において午前9時から午後5時までの間に随時交付する。

(2) 入札参加者及び入札参加者に代わって入札を行おうとする者（以下「代理人」という。）は、説明書等を熟覧の上入札しなければならない。

(3) 入札に関する説明会は、実施しない。

(4) 入札説明書等に関する質問は、令和6年5月29日（水）までに秋田県総務部税務課長に別添質問書（別添様式第2号）により行わなければならない。その手続については、3(1)②から⑦までの規定を準用する。

(5) (4)の質問に対する回答は、令和6年5月31日（金）までに電子メールで通知する。

### 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札参加者は、見積もったサービス料（月額）の契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む）に60を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を開札までに納付しなければならない。

ただし、財務規則第160条第2項に定める担保（銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便振替貯金払出証書、郵便為替証書）の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

※ 開札日の開札開始前までに、入札執行者へ手続きすること。落札者決定後直ちに還付する。ただし、落札者に対しては、当該契約の締結後に還付する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額に60を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を契約締結までに納付しなければならない。

ただし、財務規則第177条第2項に定める担保（銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便振替貯金払出証書、郵便為替証書）の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、納付済みの入札保証金を契約保証金に充当することもできる。

(3) 入札保証金、契約保証金の納付を免除される者

ア 入札保証金については、次の①、②又は③の書類を開札日の3日前（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く）までに提出し、審査の結果、免除と認められた者

なお、審査について説明を求められた場合は、資料提出者の負担において完全な説明をしなければならない。

① 県を被保険者とする入札保証保険契約証書

② 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする2件以上の契約書の写し及び履行を確認できる書類の写し（支払通知書の写し等）

③ 秋田県物品の製造の請負、買入れ等に係る競争入札参加資格等に関する要綱第6条に基づき物品登録業者として登録されている者は入札保証金免除申請書

イ 契約保証金については、次の①又は②の書類を契約締結までに提出し、審査の結果、免除と認められた者

① 県を被保険者とする履行保証保険契約証書

② 上記ア②の書類

ウ 審査資料等提出先

入札執行者あて提出すること。なお、電子メールによるものとし、文書での提出も可とする。

6 入札書の提出等

(1) 3(1)の規定により入札参加資格確認申請書を提出した者は、開札予定日時までに開札場所に入札書（別添様式第3号）を持参し、及び提出し、並びに開札に立ち会わなければならない。

(2) 開札予定日時は、令和6年6月11日（火）午前10時とする。

(3) 開札場所は、郵便番号010-0951 秋田市山王四丁目1番2号 秋田地方総合庁舎 4階 401会議室とする。

(4) 入札書は、封筒に入れ密封し、当該封筒に「入札者の氏名又は名称」、「開札日」及び「契約名」を記載の上、提出しなければならない。

(5) 入札書は原則として直接提出するものとするが、やむを得ない場合は郵送により提出することができる。

郵送による場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」の旨を朱書きし、中封筒に(4)に規定する内容を記載し、入札執行者あてに親展及び配達証明付書留郵便により提出期限までに到着するよう送付すること。

(6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の11

0分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 7 開札の方法等

- (1) 開札は、原則として入札者又はその代理人が同席のもで行う。
- (2) 開札に立ち会う者は、開札場所に次のものを持参しなければならない。
  - ① 開札に立ち会う者の身分証明書（運転免許証等）
  - ② 再度の入札に使用する印鑑（印影の変化する印鑑を除く。）
  - ③ 代理人が入札を行う場合は、委任状（別添様式第4号）
- (3) 入札者又はその代理人は、開札場所に入場しようとするときは、入札執行職員に身分証明書を提示しなければならない。代理人が入札を行う場合は、委任状を併せて提出しなければならない。
- (4) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、秋田県総務部税務課に所属する職員のうち当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。
- (5) 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行うので、入札者又はその代理人は開札に立ち会うこと。立ち会わない場合は、再度入札は辞退したものとみなす。
- (6) 入札は2回を限度とし、落札者のない場合は施行令第167条の2第1項第6号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者との随意契約の交渉を行うことがある。
- (7) 開札に立ち会わない入札者（郵送によって入札書を提出した者）は、開札結果の通知に必要な返信用封筒（あて名及び受取人の住所、氏名等を明記の上、所要の料金の切手を貼付したもの）を入札書とともに提出することができる。

## 8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 2に規定する資格のない者のした入札
- (2) 6(2)に規定する日時までに到着しなかったもの
- (3) 契約件名の記載のないもの又は不備なもの
- (4) 入札金額のないもの、不明確なもの又は訂正したもの
- (5) 記載すべき事項について、記載のないもの又は不明確なもの
- (6) 同一の契約件名の入札に2通以上提出したもの
- (7) 他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者がした入札
- (8) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (9) 委任状を提出しない代理人のした入札

## 9 落札者の決定方法

財務規則第159条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 10 その他

- (1) 落札者の決定後、契約書の作成を要する。

- (2) 契約条項は、別添の契約書案のとおりとする。
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (4) 支払条件は、契約書による。
- (5) 問い合わせ先は、次のとおりとする。

秋田県総務部税務課 調整・企画チーム

秋田県秋田市山王四丁目1番1号

電 話 018-860-1123

F A X 018-860-3827

E-mail : Zeimuka@pref.akita.lg.jp